

最高裁秘書第3554号

平成30年9月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

8月3日付け（同月6日受付，最高裁秘書第3239号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」と題する書面（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

1 後見報酬に関して指摘される点とそれに対して考えられる方策

指摘される点

考えられる方策

① 後見事務の内容にかかわらず一定の報酬が一律に付与される。

① 後見事務の内容を問わずに一定の報酬を付与する「基本報酬」という考え方は採用しない方向

② 財産額が多額であるだけで報酬額が高額になる。

② 財産額が多額であっても後見事務が複雑とは限らず、財産額を基準に報酬を算出する考え方は採用しない方向

③ 財産管理事務以外の事務は、報酬算定の際に評価しづらい。

③ 財産管理事務以外にも、身上監護事務や後見人支援事務についても高く評価する方向

2 考えられる方向性

⇒ 報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価

後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて「標準額」を定めた上で、その事務の質に応じて額を加減して具体的な金額を算定

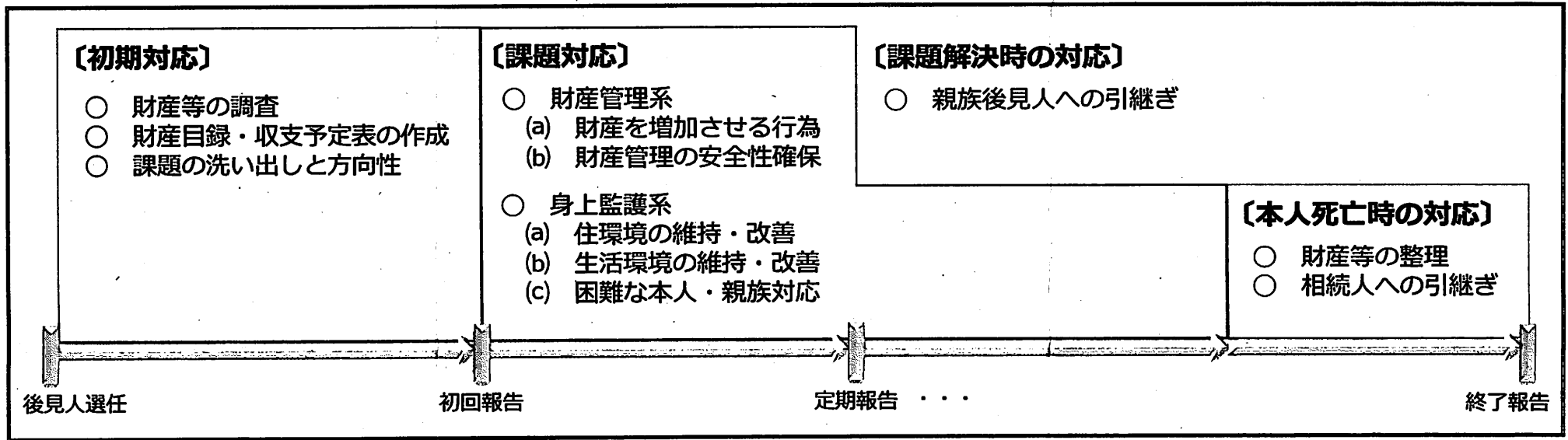
新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）

3 今後の議論が必要と考えられる論点

(1) 報酬算定に考慮する後見事務の類型化

【イメージ】

事務の類型については、
専門職団体と要調整



(2) 報酬算定の方法

- 各後見事務についての対価
⇒ 個々の事務の難易度に応じた「標準額」を設定
- 事務の質に応じた評価
⇒ どのような資料を参照するかは今後の検討課題

【イメージ】

